

東海市広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、東海市広告掲載要綱第3条及び13条の規定に基づき、広告掲載に関する基準について定めるものとする。

(広告全般に関する基本的な考え方)

第2条 ホームページ、印刷物等本市が所有する資産（以下「市有資産等」という。）への広告掲載は、社会的な影響が大きいことから、広告掲載に関する基準を満たし、必要な審査を経た市有資産等に限るものとし、広告内容及び表現は、高い信用性及び信頼性があるものでなければならない。

(広告審査に当たっての基本的な考え方)

第3条 広告掲載を審査する場合は、関係法令等の規定を遵守するとともに、市民及び市内事業者への影響、公共性及び公益性、社会通念、社会経済状況等に十分配慮したうえで、広告媒体の性質に応じ、この基準の合理的かつ柔軟な解釈及び適用を行うものとする。

(広告媒体ごとの基準)

第4条 この基準に規定するもののほか、広告媒体の性質に応じ、広告内容、デザイン等に関する個別の基準が必要な場合は、別に基準を定めることができる。

(広告掲載の内容)

第5条 市は、広告が次の各号に掲げるもののいずれかを内容とし、又は内容の一部に含むものであるときは、当該広告を広告媒体に掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 公の秩序若しくは善良な風俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 人権侵害、差別又は名誉棄損のおそれのあるもの
- (4) 政治性又は宗教性のあるもの
- (5) 第三者の著作権、財産権、プライバシー等を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
- (6) 特定の主義又は主張に当たるもの（意見広告を含む。）
- (7) 個人の氏名広告又はその疑いのあるもの
- (8) 他社の商品等を比較対象として表示したもの

- (9) 社会的な信用又は信頼に欠ける内容であると認められるもの
 - (10) 美観風致を害するおそれのあるもの
 - (11) 求人広告又はこれに類するもの
 - (12) 消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
 - ア 誇大な表現（誇大広告）及び根拠のない表示又は誤認を招くような表現
 - イ 射幸心を著しくあおる表現
 - ウ 虚偽の内容を表示するもの
 - エ 責任の所在が不明確なもの
 - オ 広告の内容が不明確なもの
 - カ 国、地方公共団体その他公共の機関が、事業者等又はその商品、サービス等を推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの
 - (13) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
 - ア 水着姿、裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの
 - イ 暴力又は犯罪を肯定し、又は助長するような表現
 - ウ 残酷な描写等により善良な風俗に反するような表現
 - エ 暴力又はわいせつ性を連想させ、又は想起させるもの
 - オ 青少年の人体、精神又は教育に有害なもの
 - (14) 前各号に掲げるもののほか、広告媒体に掲載する広告として不適当であると市長が認めるもの
- 2 市は、広告が次に掲げる業種又は事業者に係るものであるときは、当該広告が前項の広告掲載の対象としてはならない広告でないものであっても、当該広告を広告掲載の対象としない。広告掲載中において、当該広告がこれらの業種又は事業者に係るもののいずれかに該当するに至った場合も、同様とする。
- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に該当するもの又はこれに類するもの
 - (2) 消費者金融及び高利貸しに関するもの
 - (3) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第33条に規定する連鎖販売取引に関するもの

- (4) 法令等に定めのない医療類似行為に関するもの
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）による手続又は会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続中のもの
- (6) 各種法令等に違反しているもの
- (7) 東海市暴力団排除条例（平成23年12月26日東海市条例第29号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有するもの
- (8) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- (9) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしているもの
- (10) たばこに関するもの
- (11) ギャンブルに係るもの
- (12) 占い、運勢判断等に関するもの
- (13) 債権取立て、示談引受け等をうたったもの
- (14) 本市から指名停止の措置その他不利益処分を受けているもの
- (15) 本市の市税等を滞納しているもの
- (16) 興信所、探偵事務所等に関するもの
- (17) 前各号に掲げるもののほか、広告媒体に掲載する業種又は事業者として不適当であると市長が認めるもの

（ホームページに関する基準）

第6条 ホームページへの広告に関しては、市のホームページに掲載する広告だけでなく、当該広告がリンクしているホームページの内容についても、ホームページの性質上可能な範囲かつ社会通念上合理的な範囲で、この基準を準用する。

（印刷物に関する基準）

第7条 印刷物への広告に関しては、広報を目的として市が作成する刊行物、広報紙、パンフレット、ポスター、チラシその他これらに類するものとし、広告掲載の対象とする印刷物の選定基準は次のとおりとする。

- (1) 主に市内全域に配布されるもの
- (2) 広告掲載期間が3年以内であるもの
- (3) 広告掲載の効果が見込めるもの

2 次の項目に該当する印刷物は、広告掲載の対象外とする。

- (1) 政策に関する基本方針、基本的な計画に類するもの

- (2) 調査・研究結果等に類するもの
- (3) 申請書・申告書に類するもの
- (4) 通知書・納付書に類するもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載する印刷物として不適當であると市長が認めるもの

附 則

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成29年3月22日から施行する。

附 則

この基準は、平成29年9月1日から施行する。